

提出されたご意見・ご質問への回答（案）

質問番号	提出者	資料	章番号	頁番号	意見	回答者	回答(案)
1	クアルコムジャパン株式会社	資料TG1-2-2	-	2	LTEのCat. 1以上が対象となっているが、標準化では、アンテナの数が1本の、Cat. 1のサブセットCat. 1 bisがあるが、これはサブセットであるので含まれないことを想定しているのか。あるいは、事業者間ローミングに関しては、Radioそのもののアンテナの構成等は関係なく含むのか。	TCA	救済事業者がCat. 1 bisに対応していれば、接続制限を行うことはありません。
2	端末ベンダー	資料TG1-2-2	-	3	Cellular機能を有するウェアラブル端末について 市場に出ている製品に対しては、サポート、開発体制がないため、新たなFeatureをサポートするのが不可能な状況です。 従いまして、現状のチップに対しては、少なくとも「1 EmergencyAttach 機能」と「8 ローミング用VPLMN捕捉時の事業者表示」は確実に対応できません。 この2件の他にも基準を満足できない項目が出てくるかもしれませんが、上記の通り、体制がないために対応が不可能となります。 また、将来的に新たなチップを採用する場合についても、「#8 ローミング用VPLMN捕捉時の事業者表示」の対応については、大規模なソフトウェア設計変更ならびに小さい画面の中でのUIの大幅変更自体が困難であることから、技術的に不可能です。 その他の項目についても、懸念が出てくる可能性は十分あるところですが、現地点で言及することが難しく、Cellular機能を有するウェアラブル端末については非常時ローミングの適用除外としていただくことを強くお願いしたいと思います。 万が一、非常時ローミングの適用除外は難しいということであれば、「8 ローミング用VPLMN捕捉時の事業者表示」は適用除外としつつ、その他の項目については努力義務とすることを強く要望いたします。	事務局	資料TG2-1にて論点整理案を示しました。
3	メディアテックジャパン株式会社	資料TG1-2-2	-	3	ホームルーター（CPE）やウェアラブル端末は、事業者間ローミングの対象となるのでしょうか。ホームルーターは本来、設置後には移動させることがないため、ローミングなどのUIを持っていないのではないのでしょうか。	事務局	資料TG2-1にて論点整理案を示しました。
4	メディアテックジャパン株式会社	資料TG1-2-2	-	3	対象に関しては、端末側の議論が主になっていますが、対象となる事業者側の状況がいささか不明瞭です。 Full MVNOのSIMを利用する際、MVNOが利用するMNO網を被救済網とし、他のMNO網を救済網とし、事業者間ローミングが提供されるのでしょうか。 その場合、Full MVNOの構成を開示いただくことは可能でしょうか。たとえば、利用するSIMは、HPLMNは自社PLMNを設定し、EHPLMNに利用するMNO PLMNを設定するのか、を教示いただけますか。	TCA	MNO～MVNO間の接続構成については、両社間で現在議論中のものとなります。 利用SIMについて、Full MVNO(全4社)全てに確認が取れている状況ではございませんが、確認が取れているFull MVNOの場合は、ご指摘の通りの方法を採用していません（EHPLMNにホストMNOを指定）。 利用しているPLMNは以下の通り。 ・株式会社インターネットイニシアティブ（PLMN 440-03） ・丸紅ネットワークソリューションズ株式会社（PLMN 440-09） ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（PLMN 440-13） ・株式会社ソラコム（PLMN 441-200） 詳しくは以下をご確認ください。 （参考）電気通信番号指定状況 IMSI https://www.soumu.go.jp/main_content/000749615.pdf
5	メディアテックジャパン株式会社	資料TG1-3	2.2	10	”なお、これらの要件は、3GPP ⁵ 標準のテストSIM ⁶ を利用し、端末を試験用シミュレータに接続する方法により試験が可能なものである。” 機能番号#2.4等、日本独自の要求事項となっていることから、試験用シミュレータ試験の際には、テストSIMではなく、適切なPLMN値（日本のPLMN、440/441xx）を持ったSIMを使用する必要がありますと考えます。	TCA	技適項目については、3GPP標準のテストSIMでの試験で問題ない認識となります。 救済用PLMNに対しての試験となります。

質問番号	提出者	資料	章番号	頁番号	意見	回答者	回答(案)
6	一般財団法人電気通信端末機器審査協会	資料TG1-3	2.2	11	(2)に「非常時用位置登録を行って」、(4)に「非常時用位置登録を行うこと」とありますが、「非常時用位置登録」については、端末仕様や検証シナリオに記載がなく、あまり議論されてこなかったように思います。そこで、今回、新たに「非常時用位置登録」を技術的条件の中に記載した理由を教えてください。また、13ページ目の検証シナリオには「非常時用位置登録」について特に記載はありませんが、技術的条件として規定されるのであれば、検証シナリオの中のどこかに記載して、確認をする必要はないでしょうか。また、もし確認する必要がある場合には、試験に必要となりますので、「非常時用位置登録」のシーケンスを教えてください。	TCA	非常時用の位置登録に関して、端末仕様および試験項目での記載はございません。 非常時用位置登録は、端末仕様#1 Emergency Attach機能に該当します。実装要件は3GPP標準の通りとなっておりますので内容を一度ご確認ください。 より明確化が必要な点がございましたら、今後の議論の中で協力させて頂ければと存じます。
7	クアルコムジャパン株式会社	資料TG1-3	2.4	13	(項目2) “未attachかつ規制中状態”がCellReservedという理解で間違いないでしょうか。救済網がNot reserved、ACB per PLMNで100%規制、かつ救済網へAttach施行前の場合は緊急呼発信契機でCombined Attach(RRC est cause = emergency)を開始します。これについてはキャリアにも共有済みで、どのように技適シナリオが作成されるのか測定器メーカーと協議を始めているところです。	TCA	緊急通報ローミング開始前後のNW状況は、下記となります。 [緊急通報ローミング開始前のNW状況] Cell Reserved、ACBperPLMN100% [緊急通報ローミング開始後のNW状況] Not Reserved(=Cell Reserved解除)、ACBperPLMN100% また、記載の不明瞭な点につきまして、今後の明確化・更新を検討させていただきます。
8	クアルコムジャパン株式会社	資料TG1-3	2.5	16	(項目2) “救済網(TDD12 Reselection 対応網)”この文言は一般的なのでしょうか。TDDで音声呼発信した際にFDDへHandover/Redirectされることを意味している理解ですが、事業者間ローミング資料で初めて見ました。	TCA	「救済網(TDD Reselection 対応網)」の記載に関して、「救済網 (VoLTE非対応TDD網)」の意味となります。 明確化のため、「救済網 (VoLTE非対応TDD網)」の記載へ変更をさせていただきたいと存じます。
9	一般財団法人電気通信端末機器審査協会	資料TG1-3	2.7	17	既認証端末の関連で、既認証の通信モジュールが組み込まれた端末の扱いについて、新しい技術基準が適用されるのか否か疑義が生じる可能性があると思いますので、「電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン(第2版)」（2020年9月1日総務省）を参考に、何らかの整理を行ってはいかがでしょうか。（今回の報告書でなくてもいいかもしれませんが。）	事務局	既認証モジュールを組み込んだ端末の扱いについては、ローミングに対応する端末の考え方とも関連しますので、引き続き検討を続けて参ります。
10	クアルコムジャパン株式会社	資料TG1-3	2.7	17	技適施行時期が令和7年10月に想定されておりますが、弊社が把握している商用ネットワークの試験スケジュールからは、試験が終了していない可能性があります。携帯電話事業者のネットワーク開発スケジュールを考慮し、十分な試験期間を設けられるよう施行時期を決定していただきますようお願いいたします。	事務局	施行時期を「令和7年10月(P)」としていたのは、令和8年春の発売、端末が技術基準適合性確認の試験を受け始める時期を想定しているためです。なお、ご指摘を踏まえて当該箇所は「令和7年10月頃」とさせていただきます。
11	メディアテックジャパン株式会社	資料TG1-3	参考資料	-	接続仕様概要(NW仕様)は、端末もサポートする必要があるのでしょうか。接続仕様概要(NW仕様)と端末仕様で記述(指定)内容と粒度が異なります。(例No.8)	TCA	接続仕様概要(NW仕様)に記載の端末仕様は、端末仕様に準拠していただければ問題ない内容となります。
12	メディアテックジャパン株式会社	資料TG1-3	参考資料	-	英語版による技術文章を提示いただきたい。 以下の3文章に対する英語版の必要性があると思います。多くの端末メーカー様、チップセットメーカー様は、主要な、または部分的な開発拠点が海外であることが多いと思われま。今後、セルラーをはじめとする技術標準技術に対する法令等を整備対し、迅速に調査、貢献することを考え、英語版での技術文章が必要かと考えます。ぜひ、事業者間ローミングに対する省令の告示の前のパブリックコメントの際、それら3文章を英語にて、公開いただけますと幸いです。 接続仕様概要、事業者間ローミングに係る端末の仕様、事業者間ローミングに係る技術基準適合性確認及び相互接続性確認の試験(案)	TCA	端末ベンダー様向けのドキュメントとなるため、端末仕様&試験項目に関する英語版の展開を予定しております。

質問番号	提出者	資料	章番号	頁番号	意見	回答者	回答(案)
13	メディアテックジャパン株式会社	資料TG1-4	-	-	<p>記載の年数は、「年度」または「暦年」でしょうか。施行時期を記載いただくことは可能でしょうか。</p> <p>「2025年(令和7年)」「令和7年度末頃」と記載がありますが、確認の為、確認させていただきます。</p> <p>また、技術基準認定試験が開始されるタイミング、施行時期、本スケジュールの各ポイントの大まかな時期感を記載いただくことは可能でしょうか。</p> <p>“02-1_資料TG1-2-1_検討作業班端末等タスクグループにおける現状と課題等.pdf”のPage8のフォーマットとマイルストーンの記載があると望ましいです。</p>	事務局	<p>スケジュール表の最上段は暦年で記載しております。</p> <p>また、ご意見を踏まえて、資料TG2-5の今後のスケジュール(案)において、端末等設備規則等改正の公布時期(令和7年春頃予定)及び施行時期(同10月頃予定=技術基準認定試験が開始されるタイミング)を追記しました。</p>